一法医学」なる語はいつ頃から使われたか

小 関 恒 雄

裁判進行上)とする。 門ノ学科ナリ」と斯学を定義し、法律上応用には二通りがあり、「法律制定上の応用」と「法律執行上の応用」(すなわち、 たとえば、 判医学教室は此時より法医学教室と改称された」云々。そして、この辺りが定説化されて、 年九月二十五日文部省に禀請し、同年十月十日に許可された。ここに始めて法医学の用語が一般に使用せられ、 である。従つて法医学と改称すべき事を主張し、 れらを受けて、「片山先生は裁判医学は単に裁判関係以外に、立法上にまで遡つて研究する学科であり、 授会に提案して賛成を得、之を文部省に建議して、裁判医学を法医学と改称した。 立法にも遡つて考へなければならぬものだと云ふことを悟らす為にも必要だとの考へから、明治二十三年に医科大学の教 ない。既に立法上にも必要がありとすれば、須らく法律医学とか、法医学とか称すべきもので、裁判官にも、裁判医学は |法医学|| なる用語は(いいかえれば「裁判医学」を「法医学」と改称したのは)片山国嘉(一八九〇)の提唱だといわれ 片山は「医学ニハ治療上、衛生上及ビ法律上ノ三大応用アリ裁判医学ハ則チ 裁判医学はとかく後者のみを目的とする学問と誤解される。 その案を明治二十三年に医科大学教授会に提出して賛成を得、 私の意見が採用されたわけだ。」と。こ これは「裁判医学と云ふ名称が当を得 [略] 法律上ノ応用ヲ講究スル専 成書年表等に度々引用されて その範囲は広汎 従来の裁 翌二十四

いる。

富士川游の『日本医学史』(一九四一)すら曖昧かつ不正確である。 とばを造ったのはだれであろうか。 以上、「法医学」を公に提唱したのは片山である。 提唱 (片山) 即造語者と誤解されかねないので、 このこと自体は間違いではないが、 この辺りを明らかにしておきたい。 ではそもそも「法医学」

明治五年十一月九日文部省布達 ある。これがおそらく最も初期の用例(の一つ)であろう。 ちなみに 「法医学」と改称前 「外国教師ニテ教授スル医学教則」中、 (前後) は「断訟医学」「裁判医学」などが使われていた。「裁判医学」は意外と新しい。 学科目の一つとして「裁判医学及医制」を挙げて

Gerichtsarzt を「断訟医(士)」と訳している。(ちなみに、当時は Arzt は「医士」がふつうであった。) 学校での講義録 "法 管見の限りにおいて、「法医」ははじめ次のように使われている。 (学)=の意味に用いられている。 『断訟医学』(一八七九年八月刊)では、「法学医術」「法学医学」が略記されて、 ただし書名の通り、 もちろん Gerichtliche Medicin たとえば、デーニッツ(W. 「法医ノ両学」すなわち Dönitz) を「断訟医学」、 の警視庁裁判医

バ之ヲ法医ニ附シテ検索セシム」、あるいは、「苟モ法医タルモノハ」とか 法医ノコト 無ヲ決セサルトキハ〔略〕只法医ノ判決ニ従フノミ也又裁判上ニ於テ親戚等来リテ其罪ノ痴呆癲狂ナルヲ告クルモ法官ハ にも出てくる。 を「断訟医士」「裁判医士」 すなわち Gerichtsarzt の意味に用いている。 もっとも、 「法医」はローレッツ(Albrecht v. Roretz)の愛知医学校での断訟医学講義(一八七九~一八八〇)の筆記 に載せられた文では「断訟医士」と訳されている。(8)(9) 拠ル たとえば、 ノミニシテ決シテ親戚ノ訴ヘヲ聴クベカラズ故ニ若シ一人ノ人アリ精神自由ヲ失ヒタルヲ告クルニアレ 精神病に関して述べた項で、禁治産、責任能力について、「裁判医士ノ検査ニ由リテ自宰力ノ有 「独国法医スヒツタ氏」など、 この 口门 V ッ ツ 明らかに の講義が雑誌 ノ 1 ト? 一法

では、「法医学」ということばはいつ頃から出てくるだろうか。片山国嘉が欧州留学中(一八八四~一八八八)、三宅秀

た生徒の らが東京大学医学部別課医学科で裁判医学講義を担当するわけであるが、 ト為シテ法医学或ハ医法学ト称ス Scientia medico-legalis seu medico forensis」と述べてある。 裁判医学 デカ」といわれるが、「法学ノ一部ニ属スルモノニアラス両者合併シテ成ルモノナルベシト云へルヨリ法医学、 ノート Medicina forensis ハ法学ノ一部ニシテ医術的法学 Jurisprudentia medica (明治一八年) 中に見出される。 すなわち、 古来此学は(医学ではなく)法学に属し「ヅリスプルデンチア その三宅の該講 ト云ヒ又法学ト医学ノ合併セル者 義 草稿 また、 (「裁判医学 彼の講義を筆記 医法学

1 性、 カ包含セラレテ居ル」と述べる。 云フ名モ付テアリマス程ニテ何モ医学ノ中ニ裁判医学カ附属テ居ルデハナク法学ノ大ナルモ それから、 効用を説いたあと、 明治二十一年四月二十七日の演説 「実ニ裁判医学ト云フ名義カラ申シマシテモ (「裁判上医学ノ必要ヲ論ス」)でも、三宅は「法ト医」「法学ト医学」の類似(10) 断訟医学ト云フ名モ御座リマス医法学ト云 ノ、内ニ裁判医学ト云フモ

等ノ名アリ」と。

医学」を用いていた。以降彼は「法医学士」と記す。)しかし、これとてもごく限られた読者が対象ではある。 のはいつ頃であろうか。 これらは公刊書 「希臘羅馬人ノ法医学」が嚆矢と思われる(図1)。(「法医」は 管見の限りでは、 (誌)ではないから、ごく限られた人にしか目に触れなかったであろう。 明治二十二年七月(一八八九) 発行の裁判医学雑誌六号に載った森鷗外の Gerichtsarzt の意 これ以前は彼は では雑誌等に載 った 法

く造語使用され始めたとみてよい。 (教室)」を「法医学 述のように、 (学)」を用いていたのである)。 Ш (教室)」と改めたい旨、 はこのころ (明治一七~二一年) (帰朝したて、盛んに啓蒙活動していた片山の暗示があったと仮定もできようが、彼自身はこの 教授会に計る。 それはともかく、 留学しておったのであるから、 当時の医科大学長は三宅秀であり、 前述のごとく明治二十三年(一八九〇) 「法医学」 なる語は片山と係わりな おそらく異存はなかった 片山 は

第九 7 12 條 " = 大 左 臣 1 77 ñő 法 短 路 + 合 n. 7 文 改 7 Œ 見 シ 2 3 17 n-云 H . 前 令 第 -1-能 = 當 V ル 152 17

、登翅。 由 B .11 屍 是觀之、獨 的 ノ用 證 超文ノ繁節 チ チ 逸、法野ハ多 ベキ 其自由ラ傷ケ = 0 ÷ 剖 五、少、 1 1 者 ラロッ 精 ノ歳月チ 隥 5 細 所 完全 判官 すっ 图、 5 コンチ , 其自由、 7 撿 チ、欲。 檢 屍 プ. 目 スつ チ ~ 的 鸣。呼 買 得 ナ い 法。 ズ 余、 準 自 デ 山。我、 .此

雜 錄

ノミナ

希 臘 羅 馬 人ご法 醫

温 攸 松堂主 ٨

义 1

スト 5 ス r 1 オ " v ス 等 71 FIE 論 1 相 原リ =/ " 後 = E 北 2 5

アリ

唱

(一八九〇)

といわれるが、

は別) 記 『裁判医学提綱』(一八八二~一八八八) 医学提綱』と改題し第一冊目を刊行する。 に告示される。また彼は二十三年十二月、既刊 (法医学会発行。 二十五年一月 裁判医学雑誌」(裁判医学会発行)は明治

なる語が載った最も初期の 「法医学」

記事

(第五三号)

より「法医学雑誌」

と改称される。 まとめ

ただし当会は現・日本法医学会と

Medicin との両方に混用されるようになる(片山、他『法医学提綱』)。しいて「法医学」なる語の初出を挙げれば、 官」の意に、その後「法医」は「断訟医」「裁判医」の意味に使われ、 公刊誌に現れたのは、 それ以前から使われていたことを概観した。すなわち、はじめ、 森鷗外の使用 (図1) が最も早い例 あるいは「法医」が 以上、 (の一つ)であろうか。 「法医 Gerichtsarzt A Gerichtliche (学)」なる語は片山 一法医」 両学、 一法官ト医 玉 三宅秀 言嘉の 提

八八三)あるいは 想像するに、「法医学」は「法医」に「学」を付して造られたもので、「法律的ノ医学」(佐藤精一郎『医家断訟学』総論 「法律医学」から転じた(略称された)ものではなさそうである。

文献および討

(一八八五) といえようか。

1 片山国嘉、東洋学芸雑誌、 九三、 九四、 九五号、一八八九。

を

前

日付

官報

ことだろう。やがて、翌年十月十四

- (2) 片山国嘉、『懐顧録』(孔版)、一九三一。
- 3 「帝国大学ニ於テハ今回医科大学医学科課目中裁判医学ヲ法医学ト改称セリ抑^医学ノ応用ハ治療、 而シテ此法律上応用ニ又立法上応用ト司法上応用トノ別アリ然ルニ従来此法律上応用ヲ専攻スル学科ヲ断訟医学又裁判医学ト 名称セリ単ニ司法上ヨリ論スルトキハ是ニテ可ナリト雖モ立法上ヨリ論スルトキハ甚タ不可ナリ蓋シ此名称タルヤ専ラ司法上 亦玆ニアリ是レ其改称セシ所以ナリ(文部省)」(官報、二四八九号、一八九一)。 ニ偏シテ毫モ立法上ノ意味ヲ含有セス意義狭隘ニシテ其名亦此学旨ニ適合セス〔略〕世人カ往々此学ノ本旨ヲ誤解スル原因モ 衛生及法律ノ三途ニアリ
- (4) 『東京帝国大学法医学教室五十三年史』、同教室、一九四三。
- 5 この他の用例としては、明治六年一月、左院が「裁判医学」の必要性を建言している(早稲田大学「大隈文書」)(6)。 明治八年九月、警視庁に裁判医学校が創設される(6)、 同年十二月「医制」が上申されるが、医学校の条の課目中に 「裁判医学」が出てくる(「太政類典」第二編一三四巻)。そして
- (6) 小関恒雄、犯罪学雜誌、四六卷二号、一九八〇。
- (7) 小関恒雄、犯罪学雜誌、五〇巻三号、一九八四。
- (8) 安井広、日本医史学雜誌、二三巻一号、一九七七。
- (9) 小関恒雄、犯罪学雜誌、四四卷一号、一九七八。
- すでに山崎佐が紹介しているが(社会医学雑誌、 たものであろう。) 三宅秀の「日記」には、当日「午後二時より司法省行き五時帰宅」とある。するとこの演説は、司法省で法曹家に対しなされ 四八二号、一九二七)ここでは三宅典次氏提供の冊子に拠った。 (なお例の
- 11 渡部万蔵(『現行法律語の史的考察』一九三〇)は、「法医学」なる名称は明治二十三年の清水貞雄著『法医学提要』を以て嚆 矢とするというが、 かかる題名の書は未見。(ちなみに、清水『実用裁判医学』一八九○なら現存する。)
- 12 ただし「法律医学 中に使われている。これは medico-forensis に当てた訳語であるが、該講義録にはこの語から 「法医学」と略記使用された形 」なる語は、金沢医学校で明治八年以降 (十二年までの間) 講義したホルテルマンの講義録「普通中毒学」

(潟大学医学部)

(71)

by

Tsuneo KOSEKI

It is known that Kuniyoshi Katayama (1855-1931) advocated, in place of the previous term, "Saiban-igaku", the use of the Japanese word "Hoi-gaku" to mean "Legal medicine", in 1890. But it is not true that Katayama coined this word.

According to the author's research, it was Hiizu Miyake (1848–1938) who first used this word, earlier than Katayama, in about 1885.

In this paper, the author will describe and discuss the derivation and the process of popularization of the word "Hoi-gaku", and then conclude that this word was composed using three consistents, "ho" (law), "i" (medicine) and "gaku" (-logy).

(72.